

雇均発 0318 第 2 号  
令和 4 年 3 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

### 第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成 31 年 3 月 28 日付け雇均発 0328 第 2 号「第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 3 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図らきたい。

#### 記

#### 1 最低工賃の改正について

##### (1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として 3 年をめどに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

##### (2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

### (3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

## 2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

## 3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

局名	最低工賃件数 (2022.4.1見込内件数)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製服(廃止)	1		
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)	1
03 岩手	2			電気機械器具(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1
04 宮城	2			男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
05 秋田	2	通信機器用部分品(改正)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1		
06 山形	1			男子・婦人既製服(改正)	1		
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)	1
08 茨城	3	男子既製洋服(廃止)	1	婦人・子供既製服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
09 栃木	2			電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1
10 群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
11 埼玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)、縫製(改正)	3	紙加工品(改正)	1	電機機械器具(改正)	1
12 千葉	1					婦人既製洋服(廃止)	1
13 東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	紙加工品(廃止)	1
15 新潟	4	洋食器・器物(廃止)	1	作業工具(廃止)	1	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)	2
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1		
17 石川	0						
18 福井	2	眼鏡(改正)	1			衣服(改正)	1
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)	1
20 長野	2			電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
21 岐阜	3			婦人服(改正)、男子既製洋服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1				
23 愛知	1					車両電気配線装置(改正)	1
24 三重	1					車両電気配線装置(改正)	1
25 滋賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京都	2			丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1
27 大阪	1					男子既製洋服(改正)	1
28 兵庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2
29 奈良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥取	2			和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
32 島根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡山	1					車両電気配線装置(改正)	1
34 広島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)	2
35 山口	2	男子既製洋服・学校服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・学校服・作業服(改正)	1
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1				
37 香川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛媛	1			タオル(改正)	1		
39 高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福岡	2			婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1
41 佐賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2
43 熊本	3	和服裁縫(改正)	1	縫製(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
44 大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮崎	3	婦人既製洋服(廃止)、男子既製洋服(改正)	2			内燃機関電装品(改正)	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47 沖縄	1	縫製(改正)	1				
合計	97		27		33		38

(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18日現在のものである。なお、件名の後の( )は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。